

市男女共同参画センターぽぽらすからのお知らせ

市民協働推進事業の 企画提案募集

- 対象=NPO法人や市民活動団体など。
- 事業の概要=NPO法人や市民活動団体などから、地域振興や地域の課題解決策を新規雇用も含めて企画提案してもらい、審査会で採択された事業を予算の範囲内で委託事業として実施する。
- ※募集要項は、市男女共同参画センターぽぽらすまたは市のホームページにも掲載しています。
- 募集期間=4月1日(月)から5月10日(金)まで。

【説明会】市民協働推進事業と市民活動支援事業の説明会を実施します。

- とき=4月12日(金)①午前10時から②午後2時から。※内容はいずれも同じです。
- ところ=市男女共同参画センターぽぽらす。
- 申込方法=電話またはFAX(団体名、住所、氏名、連絡先を記入)でお申し込みください。

市民活動支援事業補助金の 事業申請を募集

- 対象=NPO法人や市民活動団体など。
- 補助金の概要=地域の課題解決に向けて創意工夫する市民活動に対し、助成対象経費の一部(20万円を限度)を助成する。
- 募集期間=4月1日(月)から同22日(月)まで。
- 申請方法=市男女共同参画センターぽぽらすに備え付けの申請書に必要事項を記入し、同センターへ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

日本の宝島“天草”NPOセミナーを開催

- 対象=市民活動団体に興味のある人やNPO法人の設立を考えている人。
- 内容=NPOについての基礎知識や法人設立にあたってのポイントなどを説明。
- とき=4月25日(金)午後1時30分から同3時30分まで。
- 申込方法=電話または電子メール(氏名、連絡先を記入)でお申し込みください。
- ところ=市男女共同参画センターぽぽらす。

【申し込み・問い合わせ先】市男女共同参画センターぽぽらす ☎③8200・FAX③3055
〔電子メールアドレス〕 danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

天草文化交流館製作体験講座

「天草南蛮手まり製作」&「陶芸教室」受講生募集!

天草文化交流館では、伝統工芸品・民芸品の製作を通して、天草の伝統文化に触れていただくために、天草の伝統工芸品である「天草南蛮手まり」の製作と、「陶芸教室」の受講生を募集します。

■申込方法=4月28日(月)までに、電話またはFAX(希望する講座名と、住所・氏名・電話番号を記入)で、天草文化交流館 ☎・FAX②5665へお申し込みください。なお、いずれも定員になりしだい締め切ります。

	南蛮手まり	陶芸教室(手びねり)
日時	5月11日から7月13日までの第2・4土曜日(全5回)。いずれも13:00~15:30。	5月から平成26年3月までの毎週水曜日(講師の指導は第2・4水曜日、第1・3は自主練習。初回は5月8日)。いずれも9:00~12:00。
内容	直径8cm程度の手まり1個の製作。 ※手まりの模様は基本の「菊」。	ひも作りやたたね作り、電動ろくろなどいろいろな技法による成形、削り、施釉など。
参加料	2,000円(材料代を含む)	月額3,000円(材料、焼成代を含む)
定員	10人	10人

【問い合わせ先】天草文化交流館 ☎②5665

住宅用太陽光発電システムの 設置に補助金を交付

新エネルギーを積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して補助金を交付します。

▼補助対象Ⅱ 市内にある既存の住宅(店舗などの併用住宅を含む)もしくは新築の住宅に太陽光発電システムを設置する人、または同システムが設置してある建売住宅を購入する人で、これらの住宅に居住する人。

▼助成額Ⅱ 太陽電池出力1kW当たり5万円(1,000円未満は切り捨て。15万円を限度)。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、20万円を限度とします。

▼申込方法Ⅱ 本庁・市民環境課、各支所担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、本庁・市民環境課へ提出してください。なお、申請書

は市のホームページからも取得できます。

※申請の手続きを施工業者などに依頼する場合は、委任状の提出が必要です。

▼受付期間Ⅱ 4月1日(月)から申請の受け付けを開始し、予算がなくなりしだい終了します。

※国や県の補助金についての詳細は、太陽光発電普及拡大センター ☎043(239)6200 または くまもとソーラーコールセンター ☎096(300)5331 へお尋ねください。

※詳細は本庁・市民環境課へお尋ねください。

福祉基金を ご利用ください

「天草市福祉基金」の一部を活用して、民間団体や企業、住民組織が創意工夫を凝らして行う自主的な福祉活動に対して助成を行っています。ただし、次の事業は除きます。①個人に金品を支給する事業 ②国または県、市の補助事業 ③地方公共団体が事業の実施主体として行う事業 ④営

利を目的とする事業。

▼助成金額Ⅱ 助成対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)で、1件につき年額50万円を限度とします。

▼申込方法Ⅱ 本庁・健康福祉政策課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、9月30日(月)までに同課へ提出してください。

※詳細は本庁・健康福祉政策課へお尋ねください。

献血にご協力ください

■持参品=献血カード(献血手帳)または身分証明書。
※いずれも400ml献血のみとなります。

期日	時間	場所
4/9(木)	9:00~12:30	天草建設会館(本渡町広瀬)
	14:00~16:00	天草第一病院(今釜新町)
4/10(金)	9:00~12:00	有明町民センター
	13:30~15:30	天草厚生病院(有明町)

【問い合わせ先】天草中央保健福祉センター ☎③3737

春の全国交通安全運動

4月6日(土)~同15日(月)

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進(自転車安全利用五則)
 - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



交通安全はあなたが主役です。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。また、子どもや高齢者に対して、思いやりのある運転を実践しましょう。

4月10日(金)は 「交通事故死ゼロを目ざす日」です

私たち一人ひとりが、新たな気持ちで日ごろの自分の交通行動を見つめ直し、交通ルールを守り、正しいマナーを実践し、交通事故のない平穏な一日を過ごしましょう。

【問い合わせ先】本庁・まちづくり支援課